

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行政課) 第7条 <省略> 2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(8)まで <省略> (9) <省略> (10) <省略> (11) <省略> (12) <省略> (13) <省略> 3 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> (8) <省略> 4 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略>	(行政課) 第7条 <省略> 2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(8)まで <省略> (9) <u>瀬戸市庁舎増築基金に関すること。</u> (10) <省略> (11) <省略> (12) <省略> (13) <省略> (14) <省略> 3 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(7)まで <省略> (8) <u>瀬戸市物品調達基金に関すること。</u> (9) <省略> 4 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(経営課)

第8条 <省略>

2 <省略>

3 財務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 瀬戸市公共施設等整備基金に関すること。

4及び5 <省略>

(社会福祉課)

第23条 <省略>

2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 生活困窮者の支援に関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

(16) <省略>

(6) 瀬戸市土地開発基金に関すること。

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(経営課)

第8条 <省略>

2 <省略>

3 財務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(8)まで <省略>

4及び5 <省略>

(社会福祉課)

第23条 <省略>

2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

<p>3 <省略> (維持管理課)</p> <p>第32条 <省略></p> <p>2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>3 <省略> (維持管理課)</p> <p>第32条 <省略></p> <p>2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p><u>(3) 瀬戸市駐車場建設基金に関すること。</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。